

福島県屋外広告物条例施行規則（昭和六十一年福島県規則第五十六号）新旧対照表

新		旧									
<p>第一条（略） （特別規制地域等） 第二条 一から四まで（略）</p>	<p>（適用除外の基準等） 第五条 条例第六条第一項第三号の規則で定める基準は、次のとおりとする。 一から二まで（略） 2（略） 3 条例第六条第三項第一号から第三号まで及び第六号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第六条第三項第一号（自己用）</td> <td>一 電氣的に発光することにより常時表示の内容を変化させることができる装置（以下「電光表示装置」という。）を有しないこと（第一種特別規制地域等に限る。）。 二 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場（以下「自己の住所等」という。）の二に表示し、又</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	条例第六条第三項第一号（自己用）	一 電氣的に発光することにより常時表示の内容を変化させることができる装置（以下「電光表示装置」という。）を有しないこと（第一種特別規制地域等に限る。）。 二 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場（以下「自己の住所等」という。）の二に表示し、又	<p>第一条（略） （特別規制地域等） 第二条 一から四まで（略） 五 条例第十三条第十四号の規則で指定する地域は、景観形成重点地域を指定し、並びに景観形成重点地域基本計画及び重点地域景観形成基準を定めた件（平成十二年福島県告示第二百八十七号）により指定された磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域（郡山市に係る区域を除く。）とする。</p>	<p>（適用除外の基準等） 第五条 条例第六条第一項第三号の規則で定める基準は、次のとおりとする。 一から二まで（略） 2（略） 3 条例第六条第三項第一号から第三号まで及び第六号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第六条第三項第一号（自己用）</td> <td>一 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場（以下「自己の住所等」という。）の二に表示し、又</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	条例第六条第三項第一号（自己用）	一 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場（以下「自己の住所等」という。）の二に表示し、又
区分	基準										
条例第六条第三項第一号（自己用）	一 電氣的に発光することにより常時表示の内容を変化させることができる装置（以下「電光表示装置」という。）を有しないこと（第一種特別規制地域等に限る。）。 二 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場（以下「自己の住所等」という。）の二に表示し、又										
区分	基準										
条例第六条第三項第一号（自己用）	一 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場（以下「自己の住所等」という。）の二に表示し、又										

<p>条例第六条第三項第二号(管理用)</p>	
<p>一 電光表示装置を有しないこと。 二 表示事項が管理者の氏名若しくは名称、住所若しくは名称、住所若しくは連絡先又は管理のための注意事項であること。</p>	<p>は設置する広告物等の表示面積の合計が第一種特別規制地域等においては五平方メートル以下、第二種特別規制地域等又は普通規制地域等においては一五平方メートル以下(電光表示装置を有する広告物等(以下「電光表示広告物等」という。))にあつては、電光表示装置の表示面積が七・五平方メートル以下)であること。 三 地上から広告物等の上端までの高さ(以下「地上高」という。))が当該広告物等を表示し、又は設置する自己の住所等に存する建物の高さ(二以上の建物が存する場合は、当該建物の高さのうち最大の高さとする。以下同じ。))の五分の六以内(第二種特別規制地域等又は普通規制地域等においては、二分の三以内(電光表示広告物等にあつては、二分の三以内、かつ、地上から当該電光表示広告物等の電光表示装置の上端までの高さ(二以上の電光表示装置を有する場合は、地上から当該電光表示装置の上端までの高さのうち最大の高さとする。以下同じ。))が当該建物の高さを超えないもの)であること。 四 表示面積の二分の一を超えてマンセル値(表色系)の彩度(以下「彩度」という。))が第一種特別規制地域等においては八を、第二種特別規制地域等又は普通規制地域等においては、一二を超える色彩を使用しないこと。 五 電光表示広告物等にあつては、道路上に突き出さないこと。</p>
<p>条例第六条第三項第二号(管理用)</p>	
<p>一 表示事項が管理者の氏名若しくは名称、住所若しくは名称、住所若しくは連絡先又は管理のための注意事項であること。</p>	<p>は設置する広告物等の表示面積の合計が五平方メートル以下(第二種特別規制地域等又は普通規制地域等においては、一五平方メートル以下)であること。 二 地上から広告物等の上端までの高さ(以下「地上高」という。))が当該広告物等を表示し、又は設置する自己の住所等に存する建物の高さ(二以上の建物が存する場合は、当該建物の高さのうち最大の高さとする。以下同じ。))の五分の六以内(第二種特別規制地域等又は普通規制地域等においては、二分の三以内 であること。 三 表示面積の二分の一を超えてマンセル値(表色系)の彩度(以下「彩度」という。))が八(第二種特別規制地域等又は普通規制地域等においては、一二を超える色彩を使用しないこと。</p>

	<p>三 表示面積が五平方メートル以下であること。</p> <p>四 表示面積の二分の一を超えて彩度が第一種特別規制地域等においては八を、第二種特別規制地域等又は普通規制地域等においては、一二を超える色彩を使用しないこと。</p>
<p>条例第六条第三項第三号(公共的目的用)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 表示面積の二分の一を超えて彩度が第一種特別規制地域等においては八を、第二種特別規制地域等又は普通規制地域等においては、一二を超える色彩を使用しないこと。</p>
<p>条例第六条第三項第六号(自動車等用)</p>	<p>(略)</p>
<p>4 条例第六条第四項第一号から第三号までの規則で定める基準は、次の表のとおりとする。</p>	
<p>区分</p>	<p>基準</p>
<p>条例第六条第四項第一号(自己用)</p>	<p>一 電光表示装置を有しないこと(第一種特別規制地域等に限る。)</p> <p>二 自己の住所等の一に表示し、又は設置する広告物等(条例第六条第三項第一号に該当するものを除く。)(の表示面積の合計が第一種特別規制地域等においては五平方メートルを超え一五平方メートル以下、第二種特別規制地域等においては三〇平方メートル以下(電光表示広告物等にあつては、電光表示装置の表示面積の合計が一五平方メートル以下)であること。</p> <p>三 地上高が広告物等を表示し、又は設置する自己の</p>

	<p>二 表示面積が五平方メートル以下であること。</p> <p>三 表示面積の二分の一を超えて彩度が八、第二種特別規制地域等又は普通規制地域等においては、一二を超える色彩を使用しないこと。</p>
<p>条例第六条第三項第三号(公共的目的用)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 表示面積の二分の一を超えて彩度が八、第二種特別規制地域等又は普通規制地域等においては、一二を超える色彩を使用しないこと。</p>
<p>条例第六条第三項第六号(自動車等用)</p>	<p>(略)</p>
<p>4 条例第六条第四項第一号から第三号までの規則で定める基準は、次の表のとおりとする。</p>	
<p>区分</p>	<p>基準</p>
<p>条例第六条第四項第一号(自己用)</p>	<p>一 自己の住所等の一に表示し、又は設置する広告物等の表示面積の合計が五平方メートルを超え一五平方メートル以下(第一種特別規制地域等においては、一五平方メートルを超え三〇平方メートル以下)であること。</p> <p>二 地上高が広告物等を表示し、又は設置する自己の</p>

<p>条例第六条第四項第二号(公共的目的用)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 表示面積の二分の一を超えて彩度が第一種特別規制地域等においては八を、第二種特別規制地域等においては(一二)を超える色彩を使用しないこと。</p>	<p>住所等に存する建築物の高さの五分の六以内(第一種特別規制地域等においては、二分の三以内(電光表示広告物等にあつては、二分の三以内、かつ、地上から当該電光表示広告物等の電光表示装置の上端までの高さ)が当該建築物の高さを超えないもの)であること。</p>	<p>四 表示面積の二分の一を超えて彩度が第一種特別規制地域等においては八を、第二種特別規制地域等においては(一二)を超える色彩を使用しないこと。</p> <p>五 電光表示広告物等にあつては、道路上に突き出さないこと。</p>
<p>条例第六条第四項第三号(自動車等用)</p>	<p>(略)</p>		

5 条例第六条第四項第四号の規則で定める広告主の数、地域及び基準は、次のとおりとする。

- 一 広告主の数 五人以上であること。
- 二 地域 次に掲げる地域とする。
 - ア 一般国道四十九号の耶麻郡猪苗代町大字山瀧字酸元沢山千四十八番二地先から同町大字山瀧字田子沼千四十一番十二地先までの区間の接続地域で、一般国道四十九号の道路用地の境界線から両側五十メートル以内の地域
 - イ 耶麻郡猪苗代町大字翁沢のうち一般国道四十九号及び町道蟹沢線に囲まれた地域で、一般国道四十九号及び町道蟹沢線の道路用地を除いた地域
- 三 基準 次に掲げる基準とする。
 - ア 電光表示装置を有しないこと。

<p>条例第六条第四項第二号(公共的目的用)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 表示面積の二分の一を超えて彩度が八(第二種特別規制地域等においては、(一二)を超える色彩を使用しないこと。</p>	<p>住所等に存する建築物の高さの五分の六以内(第一種特別規制地域等においては、二分の三以内)</p>	<p>三 表示面積の二分の一を超えて彩度が八(第二種特別規制地域等においては、(一二)を超える色彩を使用しないこと。</p>
<p>条例第六条第四項第三号(自動車等用)</p>	<p>(略)</p>		

5 条例第六条第四項第四号の規則で定める広告主の数、地域及び基準は、次のとおりとする。

- 一 広告主の数 五人以上であること。
- 二 地域 次に掲げる地域とする。
 - ア 一般国道四十九号の耶麻郡猪苗代町大字山瀧字酸元沢山千四十八番二地先から同町大字山瀧字田子沼千四十一番十二地先までの区間の接続地域で、一般国道四十九号の道路用地の境界線から両側五十メートル以内の地域
 - イ 耶麻郡猪苗代町大字翁沢のうち一般国道四十九号及び町道蟹沢線に囲まれた地域で、一般国道四十九号及び町道蟹沢線の道路用地を除いた地域
- 三 基準 次に掲げる基準とする。

区分	基準
条例第六条第五項第一号 (自己用)	一 電光表示装置を有しないこと。 二 表示し、又は設置する広告物等の表示面積の合計が五平方メートル以下(第一種特別規制地域等以外の地域における条例第四条第一項第七号及び第九号に掲げる物件については、一五平方メートル以下)であること。 三 表示面積の二分の一を超えて彩度が第一種特別規制地域等においては八を、第一種特別規制地域等以外の地域においては、一一を超え色彩を使用しないこと。
条例第六条第五項第二号(管理用)	一 電光表示装置を有しないこと。 二 表示事項が管理者の氏名若しくは名称、住所若しくは連絡先又は管理のための注意事項であること。 三 表示面積が五平方メートル以下であること。 四 表示面積の二分の一を超えて彩度が第一種特別規制地域等においては八を、第一種特別規制地域等以

イ 一面の表示面積が第一種特別規制地域等においては十二平方メートル以下、第二種特別規制地域等においては三十平方メートル以下で、かつ、一人当たりの表示面積が第一種特別規制地域等においては二平方メートル以下、第二種特別規制地域等においては五平方メートル以下であること。

ウ 地上高が第一種特別規制地域等においては六メートル以下、第二種特別規制地域等においては十三メートル以下であること。

エ 表示面積の二分の一を超えて彩度が第一種特別規制地域等においては八を、第二種特別規制地域等においては十二を超える色彩を使用しないこと。

6 条例第六条第五項第一号及び第二号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

区分	基準
条例第六条第五項第一号 (自己用)	一 表示し、又は設置する広告物等の表示面積の合計が五平方メートル以下(第一種特別規制地域等以外の地域における条例第四条第一項第七号及び第九号に掲げる物件については、一五平方メートル以下)であること。 二 表示面積の二分の一を超えて彩度が八(第一種特別規制地域等以外の地域においては、一一)を超える色彩を使用しないこと。
条例第六条第五項第二号(管理用)	一 表示事項が管理者の氏名若しくは名称、住所若しくは連絡先又は管理のための注意事項であること。 二 表示面積が五平方メートル以下であること。 三 表示面積の二分の一を超えて彩度が八(第一種特別規制地域等以

ア 一面の表示面積が十二平方メートル以下、第二種特別規制地域等においては三十平方メートル以下で、かつ、一人当たりの表示面積が二平方メートル以下(第二種特別規制地域等においては、五平方メートル以下)であること。

イ 地上高が六メートル以下(第二種特別規制地域等においては、十三メートル以下)であること。

ウ 表示面積の二分の一を超えて彩度が八(第二種特別規制地域等においては、十二)を超える色彩を使用しないこと。

6 条例第六条第五項第一号及び第二号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

7 (略)

第六条から第十八条 (略)

別表第三(第七条関係)

外の地域においては、(一)を超える色彩を使用しないこと。

区分	種類	共通基準
条例第七号	(略)	表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩又は光沢のある黒色を使用しないこと。
条例第七号	案内物等	一 電光表示装置を有しないこと。 二 道路からの入口から五メートル以内の場所に二個以内でそれぞれの表示面積の合計が四平方メートル以下であり、かつ、道路からの入口から一五メートル以上二五メートル以内の場所に二個以内でそれぞれの表示面積の合計が四平方メートル以下であること。 三 広告物等相互間の距離が二メートル以上であること。

種類	基準	期間	摘要

別表第四(第八条関係)

7 (略)

第六条から第十八条 (略)

別表第三(第七条関係)

外の地域においては、(一)を超える色彩を使用しないこと。

区分	種類	共通基準
条例第七号	(略)	表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩又は光沢のある黒色を使用しないこと。
条例第七号	案内物等	一 道路からの入口から五メートル以内の場所に二個以内でそれぞれの表示面積の合計が四平方メートル以下であり、かつ、道路からの入口から一五メートル以上二五メートル以内の場所に二個以内でそれぞれの表示面積の合計が四平方メートル以下であること。 二 広告物等相互間の距離が二メートル以上であること。

種類	基準	期間	摘要

別表第四(第八条関係)

広告板	固定 広告 物等			電柱等利用 広告物	特殊 広告 物	気球利用広 告物	簡易 広告 物					
	看板	そで	巻き たて 看板				広告旗	広告幕	立看板等	はり札等	はり紙	
		(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
及びこれら 置するもの し、又は設 用して表示 作物等を利用 は建物、工 建植し、又		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

広告板	固定 広告 物等			電柱等利用 広告物	特殊 広告 物	気球利用広 告物	簡易 広告 物					
	看板	そで	巻き たて 看板				広告旗	広告幕	立看板等	はり札等	はり紙	
		(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
及びこれら 置するもの し、又は設 用して表示 作物等を利用 は建物、工 建植し、又		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		<p>に類するもので、柱状又は塔状以外のもの</p>
<p>建植 広告 板</p>	<p>一 高さが一三メートル以下(第二種普通規制地域等においては、二〇メートル以下)であること。 二 一面の表示面積が三〇平方メートル以下(第一種普通規制地域等における電光表示広告物等の電光表示装置にあつては、一五平方メートル以下)であること。 三 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること(家屋連たん地区及び都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域(以下「用途地域」という。)に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。) 四 道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が三メートル以上であること。 五 道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が五〇メートル以上(東北新幹線又は高速自動車国道の接続地域では、二〇メートル以上)であること(家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを</p>	<p>三年以内 支柱を土地に定着させて設置するもの</p>
		<p>に類するもので、柱状又は塔状以外のもの</p>
<p>建植 広告 板</p>	<p>一 高さが一三メートル以下(第二種普通規制地域等においては、二〇メートル以下)であること。 二 一面の表示面積が三〇平方メートル以下 三 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること(家屋連たん地区及び都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域(以下「用途地域」という。)に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。) 四 道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が三メートル以上であること。 五 道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が五〇メートル以上(東北新幹線又は高速自動車国道の接続地域では、二〇メートル以上)であること(家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを</p>	<p>三年以内 支柱を土地に定着させて設置するもの</p>

<p>壁面 突出 広告 板</p>	<p>壁面 利用 広告 板</p>	
<p>一 表示面積が、第一種普通規制地域等において、五〇平方メートル以下（電光表示広告物等にあつては、電光表示装置の表示面積が二五平方メートル以下）、第二種普通規制地域等における電光表示広告物等の電光表示装置にあつては五 平方メートル以下であること。 二 壁面からの突き出し幅が二メートル以</p>	<p>一 第一種普通規制地域等においては、一の壁面における表示面積の合計が五〇平方メートル以下（電光表示広告物等の電光表示装置にあつては、二五平方メートル以下）で、かつ、当該壁面の面積の二分の一以下、第二種普通規制地域等においては一の壁面における電光表示広告物等の電光表示装置の表示面積の合計が五 平方メートル以下で、かつ、当該壁面の面積の二分の一以下であること。 二 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと。 三 表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。</p>	<p>六 一面の表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。 七 自己用として設置するものであること（第一種普通規制地域等において電光表示広告物等を設置しようとする場合に限る。）。</p>
<p>三年以内</p>	<p>三年以内</p>	
<p>建物の外壁面から突き出して設置するもので、当該壁面から垂直方向に向けた表示面が</p>	<p>建物の外壁面を利用し、又は外壁面に表示するもの（壁面突出広告板であるものを除く。）</p>	

<p>壁面 突出 広告 板</p>	<p>壁面 利用 広告 板</p>	
<p>一 表示面積が、第一種普通規制地域等において、五〇平方メートル以下（電光表示装置の表示面積が二五平方メートル以下）であること。 二 壁面からの突き出し幅が二メートル以</p>	<p>一 第一種普通規制地域等においては、一の壁面における表示面積の合計が五〇平方メートル以下 二 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと。 三 表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。 で、かつ、当該壁面の面積の二分の一以下であること。</p>	<p>六 一面の表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。</p>
<p>三年以内</p>	<p>三年以内</p>	
<p>建物の外壁面から突き出して設置するもので、当該壁面から垂直方向に向けた表示面が</p>	<p>建物の外壁面を利用し、又は外壁面に表示するもの（壁面突出広告板であるものを除く。）</p>	

ド ケ ア ー		屋 上 利 用 広 告 板			
(略)	<p>下で、かつ、道路上には〇・五メートル以上(歩道がある場合は、一メートル以上)突き出さないこと(電光表示広告物等にあつては、道路上に突き出さないこと)。</p> <p>三 地上から電光表示装置の上端までの高さ(壁面の高さを超えないこと(第一種普通規制地域等における電光表示広告物等に限る。))。</p> <p>四 下端の高さが四・五メートル以上歩道上では、二・五メートル以上であること。</p> <p>五 一面の表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。</p>	<p>一 電光表示装置を有しないこと(第一種普通規制地域等に限る。)</p> <p>二 高さが第一種普通規制地域等において一〇メートル以下、第二種普通規制地域等においては、二〇メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの二分の一以内(第一種普通規制地域等においては、三分の二以内)であること。</p> <p>三 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>四 一面の表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。</p>	三年以内	建物の屋上を利用して設置するもの	ないもの
(略)					
(略)					

ド ケ ア ー		屋 上 利 用 広 告 板			
(略)	<p>下で、かつ、道路上には〇・五メートル以上(歩道がある場合は、一メートル以上)突き出さないこと</p> <p>三 下端の高さが四・五メートル以上歩道上では、二・五メートル以上であること。</p> <p>四 一面の表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。</p>	<p>一 高さが</p> <p>一〇メートル以下(第二種普通規制地域等においては、二〇メートル以下)で、かつ、地上から設置面までの高さの二分の一以内(第一種普通規制地域等においては、三分の二以内)であること。</p> <p>二 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>三 一面の表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。</p>	三年以内	建物の屋上を利用して設置するもの	ないもの
(略)					
(略)					

		塔 広告			
建植	塔 広告	車体	外面	板 広告	用 告 板 広
<p>一 高さが一メートル以下(第二種普通規制地域等においては、二メートル以下)であること。</p> <p>二 一面の表示面積が三〇平方メートル以下で、かつ、表示面積の合計が一二〇平方メートル以下(電光表示装置の表示面積が一五平方メートル以下で、かつ、電光表示装置の表示面積が六〇平方メートル以下)であること。</p> <p>三 道路用地の境界線から、建植広告塔の高さと同じ距離を離して設置すること(家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く)</p>		(略)	(略)	(略)	
三年以内		(略)	(略)	(略)	
支柱を土地に定着させて設置するもの		建植し、又は建物、工作物等を利用して設置するもので、柱状又は塔状のもの	(略)	(略)	
		塔 広告			
建植	塔 広告	車体	外面	板 広告	用 告 板 広
<p>一 高さが一メートル以下(第二種普通規制地域等においては、二メートル以下)であること。</p> <p>二 一面の表示面積が三〇平方メートル以下で、かつ、表示面積が一二〇平方メートル以下</p> <p>三 道路用地の境界線から、建植広告塔の高さと同じ距離を離して設置すること(家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く)</p>		(略)	(略)	(略)	
三年以内		(略)	(略)	(略)	
支柱を土地に定着させて設置するもの		建植し、又は建物、工作物等を利用して設置するもので、柱状又は塔状のもの	(略)	(略)	

	<p>屋上 利用 広告 塔</p> <p>一 電光表示装置を有しないこと(第一種普通規制地域等に限る。)</p> <p>二 高さが第一種普通規制地域等において一〇メートル以下、第二種普通規制地域等においては、二〇メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの二分の一以内(第一種普通規制地域等においては、三分の一以内)であること。</p> <p>三 広告塔の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>四 一面の表示面積の二分の一を超えて彩</p>	<p>除く。)</p> <p>四 道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が三メートル以上であること。</p> <p>五 道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が五メートル以上(東北新幹線又は高速自動車国道の接続地域では、二〇メートル以上)であること(家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。)</p> <p>六 一面の表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。</p> <p>七 自己用として設置するものであること(第一種普通規制地域等において電光表示広告物等を設置しようとする場合に限る。)</p>	<p>三年以内</p>	<p>建物の屋上を利用して設置するもの</p>
	<p>屋上 利用 広告 塔</p> <p>一 高さが一〇メートル以下(第二種普通規制地域等においては、二〇メートル以下)で、かつ、地上から設置面までの高さの二分の一以内(第一種普通規制地域等においては、三分の一以内)であること。</p> <p>二 広告塔の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。</p> <p>三 一面の表示面積の二分の一を超えて彩</p>	<p>除く。)</p> <p>四 道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が三メートル以上であること。</p> <p>五 道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が五メートル以上(東北新幹線又は高速自動車国道の接続地域では、二〇メートル以上)であること(家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。)</p> <p>六 一面の表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。</p>	<p>三年以内</p>	<p>建物の屋上を利用して設置するもの</p>

アーチ広告 塔	度一二を超える色彩を使用しないこと。 一 電光表示装置を有しないこと。 二 脚柱以外の部分の下端の高さが四・五メートル以上(歩道上では、二・五メートル以上)であること。 三 一面の表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。	三年以内	堅牢な材料を使用して製作し、道路を横断して建植するもの
------------	---	------	-----------------------------

附 則

- 4 条例附則第八項の規則で定めるものは、屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十一年福島県規則第 号)による改正前の屋外広告物条例施行規則(第六項及び第七項において、「改正前の規則」という。)別表第四に規定する基準に適合する電光表示広告物等であつて、簡易広告物以外のものとする。
- 5 条例附則第八項及び第十項の規則で定める変更は、電光表示広告物等に係る変更であつて、電光表示装置以外の部分の変更とする。
- 6 条例附則第九項の規則で定めるものは、改正前の規則第五条第三項に規定する基準に適合する電光表示広告物等であつて、簡易広告物以外のものとする。
- 7 条例附則第十項の規則で定めるものは、改正前の規則第五条第四項若しくは第五項第三号又は別表第三に規定する基準に適合する電光表示広告物等であつて、簡易広告物以外のものとする。

附 則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

アーチ広告 塔	度一二を超える色彩を使用しないこと。 一 脚柱以外の部分の下端の高さが四・五メートル以上歩道上では、二・五メートル以上)であること。 二 一面の表示面積の二分の一を超えて彩度一二を超える色彩を使用しないこと。	三年以内	堅牢な材料を使用して製作し、道路を横断して建植するもの
------------	--	------	-----------------------------